

平成27年度 第1回道志村総合教育会議 議事録

日 時 平成27年10月27日(火) 開会 午前10時30分
閉会 午前11時15分

場 所 道志村役場2階 会議室

出席者 (村 長) 長田 富也
(教育長) 長田 和夫
(教育委員) 職務代理者 池谷幸昌 教育委員 杉本源子
教育委員 山口壮一 教育委員 佐藤一男
(説明者) 教育課長 山口幹夫
(事務局) 総務課長 山口晃司 総務行政GR 山口登美

会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 総合教育会議について
- 4 議題
 - 1) 道志村総合教育会議運営要綱(案)について
 - 2) 道志村教育大綱策定方針(案)について
 - 3) その他
- 5 その他
- 6 閉会

(議事録)

午前10時00分 開会

○ 総務課長

第1回道志村総合教育会議を開催いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、総務課長の山口です。(事務局の紹介) よろしくお願いたします。また、本日は説明者として教育課長もお願いしております。それでは、お手元にお配りしております、次第によりまして進めさせていただきます。それでは、村長からご挨拶を申し上げます。村長、よろしくお願いたします。

○ 村長あいさつ

本日は、道志村総合教育会議にあたり、お忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。

本年4月から新「教育長」体制となり、総合教育会議を早い段階で開催したかったのですが、この時期になりました。村では教育委員会制度の改正の時期と、教育長の任期満了とが同時期であったため、新たな教育委員会の構築ができました。他市町村では、まだま

だ委員長を中心とした教育委員会が多いと聞いています。今回、議題にもあるとおり、道志村教育大綱の策定を進めるには、皆様に納得していただけるような大綱づくりをしていきたいと考えています。また、現在、策定しております総合計画の素案をもとに大綱策定をすすめていきたいと考えております。限られた時間ですが、よろしくをお願いします。

○ 総務課長

ありがとうございました。

それでは、次に総合教育会議に至った経緯を教育課長から説明をお願いします。

○ 教育課長

(趣旨説明) 総合教育会議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正があり、平成27年4月1日から教育委員会制度が変わりました。

この改正には大きく4つのポイントがあります。

ポイント1 教育行政の責任体制を明確化するため「教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置」をすることとされ、これまでの制度で、首長は教育長を任命していませんでしたが、新たな制度で、教育長を首長が任命することとなりました。

ポイント2 新「教育長」の判断による会議の収集を行うこととなりました。

ポイント3 全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することになりました。予算等の権限をもつ首長が教育政策について公の場で議論することができるようになりました。また首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になりました。

ポイント4 大綱の策定です。大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針を教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定めます。これは首長が作成することになります。村では本年度から新たな総合計画の策定を行っており、それを参酌しながら大綱を策定していきたいと考えております。

○ 総務課長

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議長は村長をお願いします。

○ 議長 (村長)

それでは、議事進行役を務めさせていただきます。議事の前に本日の議事録に署名する委員の指名を行います。議事録の署名は、池谷委員を指名します。よろしく願いいたします。

○ 議長 (村長)

それでは、議事に入ります。本日の議題は、「道志村総合教育会議運営要綱(案)について」及び「道志村教育大綱策定方針(案)について」となっております。

はじめの議題として、1)道志村総合教育会議運営要綱(案)について協議いたします。事務局より説明を求めます。

○ 事務局

それでは、道志村総合教育会議運営要綱の案についてご説明いたします。

お手元の資料「道志村総合教育会議運営要綱（案）」をご覧ください。

第1条は「趣旨」といたしまして、「地方教育行政法に基づき、総合教育会議の運営に関し定める」といたします。第2条では「所掌事務」といたしまして、一つ目に「教育、学術、文化、スポーツの振興に関する大綱の策定」に関する事、2つ目に「地域の実情に応じた教育、学術、文化、スポーツの振興を図るための重点的な施策」に関する事、3つ目に「児童・生徒等の生命、身体に現に被害を生じ、または生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急時に講ずるべき措置」に関する事の3点における協議と事務の調整を行うことといたします。

第3条として「構成員」については村長と教育委員会をもって構成するといたします。第4条の「議長」は村長又は村長が指名する方とします。第5条の「会議の通知及び告知」については、村長が時間・場所を指定し、通知することといたします。第6条として「会議」につきましても、原則1日としておりますが、必要に応じて会期を延長することが出来ることといたします。第2項では、教育委員会側から村長に対し、会議の招集を求めることができる旨を規定し、また、第3項において、緊急時には村長と教育長のみで開くことが出来ることといたします。さらに第4項では、協議にあたり必要があるときは学識経験者からの意見を聞くことが出来ることといたします。第7条では、「会議の公開」について規定しております。原則公開といたしますが、必要と認められる場合につきましても、出席者の3分の2以上の同意を得て、会議を延長することが出来ることといたします。第8条につきましても、「傍聴」に関する規定となっており、その手続きや内容については、「道志村教育委員会傍聴人規則」を準用することといたしております。第9条については、「会議録の作成」を規定し、会議録等については公開することといたします。第10条では「庶務」について、総務課にて処理することといたします。第11条では、この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項がある場合には、別で定めるといたします。附則として、本日の総合教育会議のご決定をいただければ、本日付けで施行したいと考えております。以上です。

○ 議長（村長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、本会議を設置する根拠となっております法律の説明と、本会議の運営要綱を定めることについての説明がありましたが、委員の皆さまから何かご質問等はございますか。

（質問なし）

○ 議長（村長）

それでは、要綱については本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 議長（村長）

それでは、案のとおり決定いたします。

○ 議長（村長）

引き続きまして、議題 2)道志村教育大綱策定方針（案）について協議します。
事務局より説明を求めます。

○ 事務局

それでは、道志村教育大綱策定方針（案）についてご説明いたします。

まず「1.策定の趣旨」について朗読させていただきます。地方公共団体の長（以下「首長」という。）は、地域の民意を代表する立場であるとともに、教育行政に関して教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行権や条例提案権などの重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との関わりも深く、この意味でも首長と教育委員会との連携の強化が求められている。このような中、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地方教育行政法」という。）において、首長に教育大綱（以下「大綱」という。）の策定が義務付けられたが、これは、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策に対し、地域住民の意向をより一層反映させるとともに、総合的な推進を図ることを目的としているためである。本村においては、児童生徒が減少傾向にある小規模校の特色を活かすべく、小中学校を一体的な建物とし建設をすすめている。これまで以上に、小中学校の連携を図り教育文化の発展と継承を更に充実させ、着実に深化発展させることが、本村独自の教育行政の優位性を高めることになる。このようなことから、地方教育行政法において義務付けされた大綱については、これら本村における教育行政の優位性と課題等を踏まえた上で、教育政策の方向性を明確化するために策定するものとする。

○ 議長（村長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、大綱の策定については、現在、策定作業を行っている『道志村総合計画』の基本的な考え方を大綱に反映させること、また本村の特性を活かした教育行政の方向性を明確にしていくことなどが示されましたが、何かご質問等はございます。

○ 委員

現在策定中であるとしている『道志村総合計画』と大綱との整合性はとれるのでしょうか。

○ 総務課長

総合計画を村でまとまるので、勘案しながら大綱を作成します。また、住民との意見交換会（語る会）や住民アンケートで意見をいただいておりますので、道志村総合計画にある教育行政に関する事項について、大綱と整合性を図りながら策定したいと考えております。また、教育委員の皆さんのご意見を伺いながら策定を進めてまいります。

○ 議長（村長）

私の考えでは、グローバル社会に対応した語学力の向上を盛り込みたいと考えております。小規模校ならではの教育に取り組み、児童、生徒に村独自の教育を行い、将来に向か

って有望な若者を育てていくことも一つの役割と考えております。

○ 議長（村長）

それでは、策定方針については本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 議長（村長）

それでは、案のとおり決定いたします。

○ 議長（村長）

それでは 3) その他として、何かございますか。

（なし）

○ 議長（村長）

それでは、本日の議事は終了したいと思います。ありがとうございました。

○ 総務課長

ありがとうございました。「4 その他」ですが、皆様方から、協議事項以外のことで何かございましたらお願いいたします。

（なし）

○ 総務課長

それでは、これで閉会いたします。

閉会 午前11時15分